

## プロポーザル実施に係る訂正とお詫び

1月16日に公告いたしました、長与町新図書館等複合施設設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という）の「II.実施方法（3）参加に関する制限②」に示す「協力者」の取り扱いにつきましては、当初の公告内容が不明瞭であったこと、また、ご質問に対して公表した見解に誤りがあったために、混乱を招くこととなったことについてお詫びいたします。

長与町新図書館等複合施設設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）では、「協力者」は、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者および機械担当主任技術者に配置することができるものとする見解を示しておりますので、「実施要領」を訂正して公表いたします。

このことについて、1月30日にホームページ上で公開した「質問（参加表明書・体制提案書に係る質問）に対する回答」の中の質問に対し、「協力者を管理技術者および各主任技術者に配置することはできない」との立場から回答を記載しておりましたが、これは審査委員会と事務局の意見の疎通が不十分であったため、誤った見解を掲載することとなったものです。この回答を受けて、ご対応を変更された参加予定者の皆さまに対しましては、重ねてお詫び申し上げます。

今後は、審査委員会と事務局の間で十分に協議を行った上で業務を進めてまいります。

長与町新図書館等複合施設設計業務公募型プロポーザル事務局  
長与町政策企画課長 中村 元則

このたびは、「実施要領」における「協力者」の取り扱いにつきまして、事務局と審査委員会の間で十分な確認が取れないまま公告を行い、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことについてお詫びいたします。

本プロポーザルの実施におきましては、多くの設計者の皆さまが参加することができ、幅広いご提案をいただけるような、開かれたプロポーザルとしたいとの考えから、参加に関する制限を狭めないように、このような取り扱いとさせていただきます。

審査におきましては、提案される皆さまの想いと、長与町民の皆さまの施設に対する大きな期待を受けとめ、真摯に臨んでまいりたいと考えております。

長与町新図書館等複合施設設計業務公募型プロポーザル審査委員会委員長 竹内 昌義